

令和7年4月1日より入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

近年の物価高の影響で食材料費等が高騰したことを踏まえ、健康保険法施行令の改正により、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者さま	70歳以上の患者さま		
区分 ア	現役並 Ⅲ	1食490円	1食510円
区分 イ	現役並 Ⅱ		
区分 ウ	現役並 Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 才	低所得 Ⅱ	1食230円	1食240円
区分 才 長期該当	低所得 Ⅱ 長期該当	1食180円	1食190円
	低所得 Ⅰ	1食110円	1食110円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者さま		1食280円	1食300円